

後期高齢者医療被保険者の方へ

平成28年度の保険料について

平成28年度の保険料は、平成27年中の所得金額と世帯の状況をもとに算定を行い決定します。「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。(詳細については、通知書に同封されているリーフレットにてご確認ください)

被保険者証の一斉更新を行います

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、平成28年7月31日(日)までです。8月1日(月)から使用できる被保険者証(桃色)は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。有効期間は平成29年7月31日までの1年間です。(ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「減額認定証」といいます)の有効期限は、平成28年7月31日(日)までです。すでに「減額認定証」をお持ちの方で、平成28年度の住民税が非課税世帯の方には、新しい「減額認定証」を被保険者証とは別に7月下旬に送付します。

「減額認定証」とは

住民税非課税世帯の方が、入院または高額な外来診療を受ける際に、「減額認定証」を医療機関窓口に表示すると、医療費の自己負担限度額や入院時の食費などの負担が軽減されます。なお、新たに交付を希望する場合は、長寿福祉課で申請手続きが必要になります。

- 問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168) 福岡県後期高齢者医療広域連合 TEL 092-651-3111

国民健康保険被保険者の皆さんへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

70歳未満の国保加入者は、「限度額適用認定証」(以下、「認定証」)の交付を受け医療機関に提示することで、医療費の窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。70歳以上の国保加入者は、「認定証」がなくても自動的に自己負担限度額までの支払いで済みますが、住民税非課税世帯の方であれば、「認定証」の交付を受けることで、さらにそれ以下の自己負担限度額が適用されます。

なお、住民税非課税世帯の方は、申請により入院中の食事代などの減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。交付を希望される方は、長寿福祉課で申請手続きをしてください。 ※注1 現在「認定証」をお持ちの方も、7月末日までに再度申請が必要です。 ※注2 国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。

《申請に必要なもの》

- ・印鑑
- ・被保険者証
- ・被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できるもの
- ・本人確認書類(運転免許証など)

- 問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

「低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請はお済ですか

申請期限は、7月19日(火)までです。お早めに申請をお願いします。支給対象と思われる方には申請のご案内をお送りしています。詳細は広報4月号をご覧ください。

- 申請・問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

「上毛町プレミアム商品券」を販売します

- 販売方法 ①げんきの杜 販売日 7月24日(日)12:00~16:00 販売冊数 2,000冊 ②上毛町商工会本所ロビー 販売日 7月25日(月)から完売までの平日 10:00~12:00 販売冊数 1日100冊 ※購入の際は、免許証・健康保険証などの本人確認が必要です。 ※プレミアム商品券は先着順に受付をし、販売時間または販売冊数のいずれかが達した時点で販売終了とします。 ●問い合わせ先 上毛町商工会 TEL 72-3195



- 発行総額 3,000万円
- 発行券販売金額 1セット10,000円 (500円券×22枚=11,000円)
- 使用有効期限 7月24日(日)~12月31日(土)
- 購入限度額 1人(本人のみ)10セット、100,000円分まで
- 使用店舗 町内のプレミアム商品券加盟店で使用できます。 ※町内全ての事業所が加盟店になることができますので、加盟参加希望の方は商工会まで問い合わせください。

参議院議員通常選挙の投票日は、7月10日(日)です

第24回参議院議員通常選挙の投票日は7月10日(日)です。投票日に投票に行けない方は期日前投票ができます。今回の選挙は私たちの願いを国政に反映させる大切な選挙です。必ず投票に行きましょう。

投票日・時間

7月10日(日)7:00~20:00

投票できる人

- 次の①および②の要件を満たし、本町の住民基本台帳に引き続き3ヵ月以上登録されている人 ①住所要件 平成28年3月21日までに本町に転入届を提出した人 ②年齢要件 平成10年7月11日までに生まれた人 ※今回の選挙から18歳以上の方が投票できます。 なお、平成28年3月22日以降に他の市町村から本町に転入された方は、転入前の市区町村で投票してください。 ●問い合わせ先 上毛町選挙管理委員会(役場総務課内) TEL 72-3111(内線113)

投票所(区域)

- 第1投票所 南吉富小学校 講堂 (垂水、宇野、吉岡、中村)
- 第2投票所 西吉富コミュニティセンター (矢方、緒方、成恒、大ノ瀬、ハツ並、安雲、尻高)
- 第3投票所 たいへいの里(大平支所) (西友枝、土佐井、東下、東上)
- 第4投票所 唐原コミュニティセンター (原井、百留、上唐原、下唐原)

期日前投票 (投票日前に選挙人名簿登録地で行う投票)

- 投票日に仕事、レジャー、買い物などで投票所に行けない場合は期日前投票を行うことができます。 ・期 日 6月23日(木)~7月9日(土) ・時 間 8:30~20:00 ・場 所 上毛町役場 2階 第1会議室 ・その他 投票所入場券が届いている場合は、持参してください。 ※不在者投票を行うことができる指定を受けている病院、施設などに入院、入所している方は、その病院・施設などに申し出てください。

7月は福岡県同和問題啓発強調月間です

私たちの身の回りには、依然として差別が存在しています。なかでも同和問題は、同和地区に生まれたという理由だけで日常生活のいろいろなところで差別を受けるという重大な社会問題です。「健康で幸せな人生を送りたい」という人として誰もが持つこうした願いは、侵すことのできない権利「基本的人権」として、全ての人に保障されています。この基本的人権をお互いに尊重し、みんなの力で、誰もが平等で明るく幸せに暮らしていける社会をつくっていきましょう。

- 期間中の主な行事 同和問題に対する講演会を実施します。入場無料でどなたでも参加できますので、お気軽にご参加ください。

福岡県同和問題講演会

- 期 日 7月23日(土)13:30~15:55 会 場 クローバープラザ大ホール (春日市原町3丁目1-7) ■ 第1部:和太鼓演奏(解放太鼓) 「和」~心に“解放”のともしびを~ ■ 第2部:公演 一人芝居「ひかり・HIKARI'16」 福永 宅司さん (子どもの学び館代表取締役、元小学校教諭、元大学講師)

- 問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142) 福岡県人権啓発情報センター TEL 092-584-1271

啓発講演会

- 期 日 7月10日(日)10:00~ 会 場 築上町文化会館「コマーレ」大ホール ■ 第1部:10:00~ 識字学級・センター教室・展示発表会 教室参加者ほか ■ 第2部:13:30~ 映画上映会「ある精肉店のはなし」 講演会「いのちを食べていのちは生きる」 講師 はなぶさ 綴織 あや監督 期 日 7月30日(土)13:00~ 会 場 豊前市市民会館大ホール 13:00~ 講演会:『部落問題と向き合う若者たち』 講師 内田 龍史さん(尚絅学院大学准教授)